

# 令和8年度体験型コンテンツ魅力向上業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）が令和8年度体験型コンテンツ魅力向上業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和8年度体験型コンテンツ魅力向上業務
- (2) 業務内容 令和8年度体験型コンテンツ魅力向上業務企画提案仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 見積金額の限度額等

本業務の見積金額の限度額

金5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

※契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成22年糸島市規則第60号）第23条の規定に基づく契約保証金の納付を求める場合がある。

## 4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和8年6月22日（月）
質問書受付期限	令和8年7月2日（木）12時必着
質問書への回答	令和8年7月7日（火）12時までに回答
参加申込書受付期限	令和8年7月10日（金）12時必着
参加資格審査の結果通知	参加申込書等の提出から4日以内に通知予定
企画提案書等の提出期限	令和8年7月15日（水）12時必着
プレゼンテーションの日程と実施概要の通知 *5者を超える参加申込があった場合は、選定委員会が評価基準に基づき企画提案書等の書類選考を行い、5者を選定する。書類選考で落選となった場合も、その旨を通知する。 なお、参加申込が5者未満の場合は、書類選考は実施しない。	【5者を超える参加申し込みがあった場合の書類選考】 令和8年7月22日（水）までに実施 【プレゼンテーションの時間通知】 令和8年7月23日（木）
プレゼンテーションの実施	令和8年7月29日（水）予定
受託候補者決定	令和8年8月3日（月）予定
受託候補者公表、結果通知	令和8年8月4日（火）予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに

## 5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 糸島市暴力団排除条例(平成22年糸島市条例第200号)に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- (3) 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がない者であること。
- (6) 本業務を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

## 6 質問書の提出及び回答

本業務にかかる説明会は開催しない。質問については、質問書(様式7)を用いて電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「【体験型コンテンツ】質問書」とし、電子メール送付後、速やかに送信した旨の電話連絡を行うこと。

なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

- ・質問受付期限：令和8年7月2日(木)12時まで
- ・質問に対する回答：電子メールにて随時、質問者へ回答する。なお、回答は令和8年7月7日(火)12時までに、糸島市ホームページにおいて質問者を匿名にして、公表する。なお、回答の内容は、本実施要領、仕様書に記載する内容の追加又は変更とみなす。

## 7 参加申込書類の提出

### (1) 提出書類

- ① 参加申込書 (様式1)
- ② 会社概要書 (様式2)
- ③ 誓約書 (様式3)
- ④ 過去の主な類似業務の実績等 (様式4)
- ⑤ 誓約書(暴力団排除条例関係) (様式5)
- ⑥ 添付書類

ア 登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。複写でも可、個人事業者の場合不要)

イ 直近の糸島市税(市民税、固定資産税、法人市民税)の滞納がないことの証明書(3か月以内に発行されたもの。複写でも可。本市で課税がない事業者等は不要)

ウ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書

(個人事業者で所得税の課税がある場合、「申告所得税及復興特別所得税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がない証明書(3か月以内に発行されたもの。複写でも可))

エ 事業概要のわかるパンフレット等

### (2) 提出部数 各1部

### (3) 参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

- (4) 提出方法 提出書類①から⑤までについては、紙媒体及びWord形式データを提出すること。  
提出書類⑥は、紙媒体のみ提出すること。  
紙媒体については、持参または郵送すること。  
Word形式データについては、以下メールアドレス宛に送ること。  
電子メールアドレス：[brand@city.itoshima.lg.jp](mailto:brand@city.itoshima.lg.jp)  
データを送付する際は、電子メールの件名を「【体験型コンテンツ】参加申込書」とし、必ず電話連絡をすること。

(5) 提出期限

令和8年7月10日（金）12時 必着

※受付時間：9時00分から16時45分まで。なお、7月10日（金）は12時までとする。

※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

## 8 参加資格の確認

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの確認を行い、その結果について、参加資格確認結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式6）を提出すること。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

① 企画提案書 5部

※「10 企画提案書等の作成方法」に沿って企画提案書の作成をすること。

② 見積書（内訳の分かるもの） 1部

※事業者名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れて密封し、封印すること。

※「11 見積書の作成方法」に沿って見積書の作成をすること。

(2) 提出方法 ①企画提案書及び②見積書は紙媒体で提出すること。

いずれの提出物も、持参または郵送すること。

(3) 提出期限

令和8年7月15日（水）12時 必着

※受付時間：9時00分から16時45分まで。なお、7月15日（水）は12時までとする。

※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。

また、提出書類は返却しない。

## 10 企画提案書等の作成方法

(1) 企画提案書は、「令和8年度体験型コンテンツ魅力向上業務企画提案仕様書」の内容を踏まえ、別紙（企画提案書の構成）に沿って作成すること。

(2) 企画提案は1者につき1案とすること。また、提案内容は全て企画提案書に記述するこ

と。

- (3) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (4) 企画提案書等の体裁は、原則としてA 4判両面印刷（図表等についてはA 3判の折込みも可）とし、縦、横は問わない。
- (5) 目次及びページ番号を付すこと。
- (6) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と事業者名、所在地を明記すること。（A 4判で様式は任意）。

※本業務の企画提案にあたっては、本実施要領及び仕様書の内容を十分に理解し、これに同意した上で提案すること。

## 11 見積書の作成方法

- (1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とする。
- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。
- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認めるとき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、調査の上、契約を締結しないことがある。なお、調査に当たり、必要な資料の提出を求められた場合は、追加の資料提出を行うこと。

## 12 評価基準

	評価項目	評価の視点	配点	
1	<u>企画コンセプト・理解度</u> 観光都市としての課題を理解し、体験型コンテンツの「質」の向上と持続可能な観光を推進する本質的な提案となっているか。	本市の観光振興課題の本質を深く理解し、提案に落とし込まれているか。	5点	
2	<u>事業者支援業務</u> コンテンツの磨き上げ、価格設定、プロによる撮影指導など、事業者の稼ぐ力を向上させる具体的かつ実現性の高い手法となっているか。	コンテンツの質を高めるための具体的な指導方法(伴走プラン)があるか。	10点	
		提案されたセミナーや個別アドバイスの手法が、実際の現場(事業者)で活かすことができる内容か。	10点	
3	<u>情報発信及び</u>	<u>パンフレット制作</u> 「見やすさ・読みやすさ・分かりやすさ」を重視し、観光客の誘客及び消費行動を促す内容となっているか。	「見やすさ・読みやすさ・分かりやすさ」を重視し、観光客が直感的に「体験したい」と感じるデザインか。	10点
			観光客の消費行動(見て、納得して、予約する)を促すための構成力や、コピーライティングの工夫があるか。	10点
4	<u>プロモーション業務</u>	<u>デジタル戦略・販売導線</u> OTA連携やデジタルパンフレット等を活用し、観光客の消費行動(検索→予約)を促す仕組みが構築されているか。	パンフレットと自社OTAが有機的に連携し、観光客が「予約」というアクションに確実に到達する仕組みになっているか。	10点
			事業者に対するシステム操作等の丁寧なサポートや、販売実績を上げるための分析・提言スキームが具体的か。	10点
5	<u>独自提案</u>	本業務をより効果的なものとし、本市の強みを生かした独創的な提案であるか。	10点	
6	<u>実施体制及びリスク管理</u>	発注者との定期的な調整会議や密な連絡体制、明確なスケジュールが示されているか。	5点	
		トラブルや緊急事態(災害・機器障害等)発生時の対応フローや、個人情報管理等の安全管理措置が万全か。	5点	
7	<u>業務実績</u>	自治体や観光分野における「パンフレット制作」及び「事業者支援」の類似実績が豊富か。	5点	
		過去の実績において、高いクオリティで業務を完遂していることが客観的に判断できるか。	5点	
8	<u>事業費</u>	見積金額は適切か。	5点	

### 13 選定方法

受託候補者の選定は、本業務における受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、12 評価基準に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。

合計得点が同点となる提案業者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により、順位を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を60点（満点100点）とし、最低水準未満の得点の場合は、受託候補者の対象としない。このため、応募事業者が1者の場合でも審査を行う。

#### (1) 書類選考による選定

5者より多くの参加申込があった場合は、企画提案書等について書類審査を行い、5者程度を選定し、選定された者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

#### (2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより別紙評価表に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

#### (3) プレゼンテーション実施の概要

##### ① 日時・場所

令和8年7月29日（水）に糸島市役所会議室で実施予定。

日時、開始時間等の詳細については、7月23日（木）に参加申込書記載の電子メールアドレスへ通知する。

##### ② 配分時間

1者あたり、30分（プレゼンテーション20分以内、質問10分）

##### ③ 参加者数

本業務に直接携わる者3人以内とし、事業責任者（本業務全体のマネジメントを担当し、契約後は本市との打ち合わせに参加する者）は必ず出席すること。

##### ④ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、選定委員会で決定し、参加申込者に通知する。
- ・プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。

### 14 選定結果の通知

(1) 選定結果は本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する事業者名は選定された受託候補者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しない。

(2) 受託候補者及び選定されなかった事業者に対して、「審査結果通知書」により速やかに通知する。なお、審査結果についての異議は、一切受け付けない。

### 15 契約に関すること

#### (1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。

契約時の仕様書の内容は、原則選定過程において自ら提案した企画提案書の内容を遵守し、実施しなければならない。

(2) 次順位者との交渉

受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合または協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について協議を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て業務受託事業者の負担とする。

## 16 その他留意事項

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とする。

(2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。

## 17 提出及び問い合わせ先

糸島市 経済振興部 ブランド政策課 12番窓口 (担当：中島)

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2080 (課直通)

電子メールアドレス：brand@city.itoshima.lg.jp